

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

規 則

○職業訓練給付金支給規則の一部を改正する規則

(産業人材対策課)

一

告 示

○要措置区域の指定

(環境対策課)

一

○道路の区域変更(二件)

(道路課)

二

公 告

○開発行為に関する工事の完了

(建築宅地課)

三

選挙管理委員会

○政治団体の収支報告書の要旨の訂正(平成二十三年分)

三

○政治団体の収支報告書の要旨の訂正(平成二十四年分)

三

○政治団体の収支報告書の要旨の訂正(平成二十五年分)

四

収用委員会

○裁決手続開始決定の更正決定

四

○国道四十五号蛇王事件裁決手続開始決定

四

○国道四十五号蛇王事件審理の開始

七

○国道四十五号蛇王事件審理の開始についての公示による通知

七

雑 報

○仙台松島道路(第Ⅵ期及び第Ⅶ期)工事の一部完了

七

規 則

職業訓練給付金支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年一月二十七日

○宮城県規則第五号

職業訓練給付金支給規則の一部を改正する規則

職業訓練給付金支給規則(昭和五十年宮城県規則第六十三号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第十二号中「第三条第二項」を「第二条第一項第五号」に、「同項」を「同号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

宮城県知事 村 井 嘉 浩

告 示

○宮城県告示第七十八号

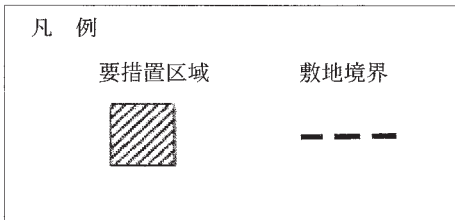
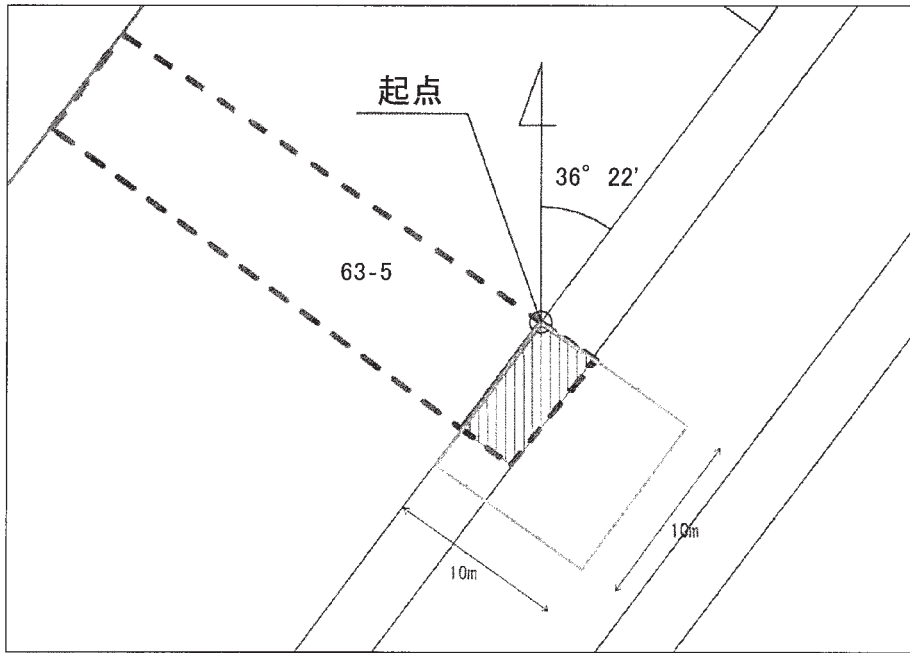
土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第六条第一項の規定により、要措置区域として、次のとおり指定する。

平成二十七年一月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 要措置区域

石巻市中央一丁目六十三番五の一部とし、次の図のとおりとする。



<起 点>
起点は、対象地の北端とする。

<格子の回転角度> 36° 22'
格子の回転角度は、起点を通り東西方向及び南北の方向に引いた線並びにこれらと並行して10m間隔で引いた線により形成される格子を、起点を支点として右回りに回転した角度を示す。

- 二 要措置区域において土壌の汚染状態が土壌溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類
シスリー・ニージクロロエチレン及びテトラクロロエチレン
- 三 要措置区域において講ずべき指示措置
当該土地において地下水の水質の測定を行うこと。

○宮城県告示第七十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十七年一月二十七日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県気仙沼土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年一月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路 線 名 三九八号
- 三 道路の区域

変更の区間					変更の前後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)	備 考
本吉郡南三陸町戸倉字西入二六番一地 先から 同郡同町戸倉字転石四五番二地先まで					前	一六・三	一、七〇八・二	上記A、B及びCは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
					A	一〇・〇	一、七五二・〇	
					後	一〇・〇	一、七五二・〇	
					B	一〇・〇	一、七五二・〇	
					後	一〇・〇	一、七五二・〇	
					C	一七・五	二、二〇〇・〇	

○宮城県告示第八十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十七年一月二十七日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県気仙沼土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年一月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 道路の種類 県道
 二 路線名 気仙沼唐桑線
 三 道路の区域

変更の区間		変更の前後		敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)	備考
気仙沼市浪板一〇七番二地先から 同市東八幡前無番地先まで		前 A	後 B	六・三 一六・六	五九四・〇	上記A、B 及びCは、関 係図面に表示 する敷地の区 分をいう。
A	B	七・六 三五・四	六・三 二〇・三	六〇〇・〇	五九四・〇	
後 B	C	七・六 三五・四	九・〇 七一・一	六〇〇・〇	六八〇・〇	

公 告

○東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第五十条第二項の規定により都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第二項の許可があつたものとみなされた次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十七年一月二十七日

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる
 地域の名称

宮城県知事 村 井 嘉 浩
 気仙沼市唐桑町荒谷前百二十五番一の一部、百二十八番四の一部、百二十九番、百三十一番、百三十二番、百三十三番、百三十四番、百三十五番の一部、百三十六番の一部、百三十七番の一部、百三十八番の一部、百四十四番の一部、百四十九番一の一部、百四十九番二、百五十番、百五十二番四、百五十二番五の一部及び百五十四番並びに同町港百五十一番の一部、百五十一番一の一部、百五十二番の一部、百五十二番五の一部、百五十二番六の一部、百五十二番七の一部、百五十二番十、百五十二番十一、百五十二番十二の一部、百

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

五十二番十四の一部、百五十二番十五、百五十二番十六、百五十二番十七、百五十二番十八、百五十二番十九、百五十二番二十、百五十二番二十一の一部
 気仙沼市

選挙管理委員会

○宮選管告示第十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十二条第一項の規定により政治団体から提出があつた平成二十三年分収支報告書について、訂正の報告書が提出されたので、平成二十四年宮選管告示第百二十七号の一部を次のとおり改める。

平成二十七年一月二十七日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊 地 光 輝

2 支出総額中

「2 支出総額 8945,926円」を「2 支出総額 8,559,338円」に改める。

2 支出の内訳中

「政治活動費 1,358,333円」を「政治活動費 972,245円」に改め、

「組織活動費 945,236円」を「組織活動費 559,148円」に改める。

○宮選管告示第十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十二条第一項の規定により政治団体から提出があつた平成二十四年分収支報告書について、訂正の報告書が提出されたので、平成二十五年宮選管告示第百四十一号の一部を次のとおり改める。

平成二十七年一月二十七日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊 地 光 輝

1 収入総額中

「1 収入総額 34,967,462円」を「1 収入総額 35,353,550円」に改める。

「前年繰越額 1,722,462円」を「前年繰越額 2,108,550円」に改める。

自由民主党宮城県第四選挙区支部の平成二十四年分収支報告書の要旨の

2 支出総額中
 「2 支出総額 29,569,693円」を「2 支出総額 28,722,068円」に改める。

4 支出の内訳中
 「経常経費 12,921,229円」を「経常経費 12,879,829円」に
 「備品・消耗品費 2,474,181円」を「備品・消耗品費 2,462,781円」に
 「事務所費 5,182,235円」を「事務所費 5,152,235円」に
 「政治活動費 16,648,464円」を「政治活動費 15,842,239円」に
 「組織活動費 2,533,185円」を「組織活動費 1,726,960円」に改める。

○宮城県告示第十二号
 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項の規定により政治団体から提出があった平成二十五分収支報告書について、訂正の報告書が提出されたので、平成二十六年宮選挙告示第百二十四号の一部を次のとおり改める。
 平成二十七年一月二十七日

宮城県選挙管理委員会
 委員長 菊 地 光 輝

自由民主党宮城県第四選挙区支部の平成二十五分収支報告書の要旨の
 1 収入総額中
 「1 収入総額 26,595,102円」を「1 収入総額 27,828,815円」に
 「前年繰越額 5,397,769円」を「前年繰越額 6,631,482円」に改める。

2 支出総額中
 「2 支出総額 25,699,995円」を「2 支出総額 24,619,368円」に改める。

4 支出の内訳中
 「経常経費 18,183,264円」を「経常経費 18,181,464円」に
 「事務所費 5,488,119円」を「事務所費 5,486,319円」に
 「政治活動費 7,516,731円」を「政治活動費 6,437,904円」に
 「組織活動費 5,096,992円」を「組織活動費 4,018,165円」に改める。

収用委員会

○宮城県収用委員会告示第二十六号

平成二十六年十月二十日付けで当収用委員会が行った県道塩釜巨理線改築工事（下増田道路・宮城県名取市牛野字内海地内から同市牛野字柿沼地内まで）に係る裁決手続開始決定（宮城県名取市牛野

字柿沼三四五番について）において、(七) 丹野久兵衛（持分十五分の二）の法定相続人四人の住所に誤りがあったことが確認されたので、次のとおり更正する。
 平成二十七年一月二十七日
 宮城県収用委員会

氏名	正	誤
相澤 達	宮城県仙台市太白区長町六丁目九番六一〇号	宮城県仙台市太白区長町三丁目三八番一〇号レジデンスリバーサイドA棟二〇一〇号
相澤 正	宮城県仙台市若林区六郷八番三〇号	宮城県仙台市若林区日辺字沖田東一五番地仮設住宅一七号棟三
相澤 篤	宮城県仙台市若林区種次字番古一二九番地の一	宮城県仙台市青葉区下愛子字観音九番地の一ウエストサバービア五〇二
工藤高子	宮城県仙台市宮城野区鶴ヶ谷二丁目四番地鶴ヶ谷第一市営住宅四棟五一三	宮城県仙台市宮城野区鶴ヶ谷二丁目四番地市営住宅四棟七棟二三号

○宮城県収用委員会告示第二十七号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十五条の二の規定により、次のとおり収用の裁決手続の開始を決定した。
 平成二十七年一月二十七日

宮城県収用委員会

- 一 起業者の名称 国土交通大臣 太田 昭宏
- 二 事業の種類 一般国道四十五号改築工事並びにこれに伴う町道、普通河川及び農業用道路付替工事
- 三 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目、地積等
 土地の所在 宮城県本吉郡南三陸町志津川字蛇王

地番	地 目		地 積		取用しようとする土地の面積	使用しようとする土地の面積
	登記簿	現 況	公 簿	実 測		
四〇九番三二	山林	山林	九一、九八一平方メートル	広大地のため実測せず	〇・七八平方メートル	四二・二二平方メートル
					一〇、二三七・〇八平方メートル	二〇・二八平方メートル
					三三三・五五平方メートル	

四〇九番七一路	公衆用道	山林	七七八平方メートル	七七九・〇五平方メートル	九九・〇七平方メートル	二四・七二平方メートル
四〇九番七一路	公衆用道	山林	二、二五二平方メートル	二、二五二平方メートル	七一・八二平方メートル	—

四 土地所有者の氏名及び住所

宮城県本吉郡南三陸町志津川字蛇王四〇九番三二
 宮城県本吉郡南三陸町志津川字蛇王四〇九番七〇
 右土地の所有者
 持分一分の三
 阿部 清人
 宮城県気仙沼市本吉町日門一六九番地八
 亡佐藤庄太郎 相続人
 持分一分の一
 佐藤 万三郎 宮城県本吉郡南三陸町志津川字細浦三五番地
 亡大森養之助 相続人
 不明
 ただし、
 亡大森養之助の相続人である次の者の全員又は一部の者
 持分一分の一
 大森 達也
 宮城県本吉郡南三陸町志津川字細浦六番地一
 酒井 文雄
 住所・常居所不明 ただし、戸籍の附票上の住所「エクアドル共和国」
 齋藤 忍
 住所・常居所不明 ただし、判明した最後の住所「宮城県仙台市青葉区大町二丁目二番二三
 一七〇四号」
 亡阿部金之助 相続人
 不明
 ただし、

亡阿部金之助の法定相続人である次の者の全員又は一部の者
 持分一分の一
 阿部 長之進

宮城県気仙沼市赤岩五駄鱈三二番地一一

佐藤 えい子

宮城県本吉郡南三陸町志津川字蒲の沢二五九番地二

石田 峻

宮城県本吉郡南三陸町志津川字助作三三番地八

石田 剛

宮城県仙台市宮城野区小鶴一丁目五番一六号 サンヒルズリブレ四一二〇一

石田 智

愛知県豊橋市西高師町字小谷九〇番地(二〇九)

阿部 金市

岩手県盛岡市前九年二丁目一〇番五二号 リード大川F一〇二号

阿部 昭治

宮城県本吉郡南三陸町志津川字蛇王一八一番地

阿部 敏子

宮城県気仙沼市南が丘一丁目二番一五号 南が丘三号

阿部 宏子

宮城県気仙沼市南が丘二丁目二番一五号 南が丘三号

阿部 弘美

宮城県多賀城市留ヶ谷一丁目二四番二三号 奈良コーポ一B号

岩間 兼一

東京都三鷹市大沢四丁目二〇番一五号 パークサイド大沢B棟二

相原 次男

神奈川県川崎市幸区古市場二丁目七九番地一八 NICニッケハイム新川崎四〇三号

芦澤 陽子

北海道苫小牧市錦岡四九一番地の一四八

工藤 昭弘

東京都江戸川区東葛西五丁目八番一〇号 クレール七二四

持分一分の一

阿部 亀一郎

宮城県本吉郡南三陸町歌津字田の頭四六番地

持分一分の一

千葉 茂喜

宮城県本吉郡南三陸町志津川字西田一四六番地

持分一分の一

安部 幸吉

宮城県本吉郡南三陸町志津川字蛇王一五五番地四

持分一分の一

安部 博

宮城県多賀城市丸山一丁目一七番一六一五四号

持分一分の一

及川 幸男

宮城県本吉郡南三陸町志津川字蛇王一三七番地二

宮城県本吉郡南三陸町志津川字蛇王四〇九番七一

右土地の所有者

持分一分の三

阿部 清人

宮城県気仙沼市本吉町日門一六九番地八

亡佐藤庄太郎 相続人

持分一分の一

佐藤 万三郎 宮城県本吉郡南三陸町志津川字細浦三五番地

亡大森養之助 相続人

不明

ただし、

亡大森養之助の相続人である次の者の全員又は一部の者

持分一分の一

大森 達也

宮城県本吉郡南三陸町志津川字細浦六番地一

酒井 文雄

住所・常居所不明 ただし、戸籍の附票上の住所「エクアドル共和国」

齋藤 忍

住所・常居所不明 ただし、判明した最後の住所「宮城県仙台市青葉区大町二丁目二番一三

一七〇四号」

亡阿部金之助 相続人

不明

ただし、

亡阿部金之助の法定相続人である次の者の全員又は一部の者

持分一分の一

阿部 長之進

宮城県気仙沼市赤岩五駄鱈三三番地一一

佐藤 えい子

宮城県本吉郡南三陸町志津川字蒲の沢二五九番地二

石田 峻

宮城県本吉郡南三陸町志津川字助作三三番地八

石田 剛

宮城県仙台市宮城野区小鶴一丁目五番一六号 サンヒルズリブレ四一二〇一

石田 智

愛知県豊橋市西高師町字小谷九〇番地(二〇九)

阿部 金市

岩手県盛岡市前九年二丁目一〇番五二号 リード大川F一〇二号

阿部 昭治

宮城県本吉郡南三陸町志津川字蛇王一八一番地

阿部 敏子

宮城県気仙沼市南が丘一丁目二番一五号 南が丘三号

阿部 宏子

宮城県気仙沼市南が丘一丁目二番一五号 南が丘三号

阿部 弘美

宮城県多賀城市留ヶ谷一丁目二四番三三三号 奈良コーポ一B号

岩間 兼一

東京都三鷹市大沢四丁目二〇番一五号 パークサイド大沢B棟二

相原 次男

神奈川県川崎市幸区古市場二丁目七九番地一八 NICニックハイム新川崎四〇三号

芦澤 陽子

北海道苫小牧市錦岡四九一番地の一四八

工藤 昭弘

東京都江戸川区東葛西五丁目八番一〇号 クレール七二四

亡大森重策 相続人

持分二分の一

千葉 たい子

宮城県本吉郡南三陸町志津川字西田一四六番地 ただし、住民票上の住所「宮城県気仙沼市赤

岩館森五五番地八」

持分二分の一

阿部 亀一郎

宮城県本吉郡南三陸町歌津字田の頭四六番地

持分二分の一

安部 幸吉

宮城県本吉郡南三陸町志津川字蛇王一五五番地四

持分二分の一

安部 博

宮城県多賀城市丸山一丁目一七番一六一五四号

持分二分の一

及川 幸男

宮城県本吉郡南三陸町志津川字蛇王一三七番地二

五 土地に関して所有権以外の権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

宮城県本吉郡南三陸町志津川字蛇王四〇九番七一

右土地の関係人

南三陸町

宮城県本吉郡南三陸町志津川字沼田五六番地二

六 権利の種類 道路管理に関する権利

六 裁決手続の開始を決定した年月日 平成二十七年一月十九日

○宮城県収用委員会告示第二十八号

国土交通大臣起業の一般国道四十五号改築工事及びこれに伴う普通河川及び農業用道路付替工事に

係る土地収用事件(国道四十五号蛇王事件)について、土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第四十六条第一項の規定により、次のとおり審理を開始する。

平成二十七年一月二十七日

宮城県収用委員会

一 日時 平成二十七年二月二十三日(月)午後二時から

二 場所 仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県行政庁舎 九階 第一会議室

三 審理事項 右事件に関する起業者及び土地所有者に対する審問等

○宮城県収用委員会告示第二十九号

国道四十五号蛇王事件について、土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第四十六条第二項の規定に基づき通知すべき次の書類は、当収用委員会事務局において保管してあるので、出頭の上その交付を受けて下さい。

平成二十七年一月二十七日

宮城県収用委員会

一 通知すべき書類

平成二十六年十一月二十一日付け宮収第四十七号 審理の開始についての通知書

二 通知を受けるべき者

酒井 文雄

住所・常居所不明 ただし、戸籍の附票上の住所「エクアドル共和国」

齋藤 忍

住所・常居所不明 ただし、判明した最後の住所「宮城県仙台市青葉区大町二丁目一番一三一七

○四号」

雑 報

○宮城県道路公社理事長から、次のとおり公報登載の依頼があった。

平成二十七年一月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路整備特別措置法(昭和三十一年法律第七号)第二十二條第二項の規定により、仙台松島道路(第

VI期及び第VII期)工事の一部の完了について、次のとおり公告する。

平成二十七年一月二十七日

宮城県道路公社

理事長 伊 藤 和 彦

- 一 路線名 一般国道四十五号・県道仙台松島線
- 二 工事の区間 宮城郡利府町春日から東松島市川下まで（松島北IC～鳴瀬奥松島IC間）
- 三 工事の種類 改築
- 四 工事一部完了年月日 平成二十七年一月三十日